



# 火災が発生しやすい季節です。家庭でも備えを！

## 住宅用火災警報器 10年経ったらとりカエル



消防本部予防室  
竹森 康介

住宅用火災警報器は、全ての住宅に設置が義務付けられています。しかし、設置しただけでは安心できません。なぜなら、住宅用火災警報器には「寿命」があるからです。

住宅用火災警報器は、古くなると、電子部品の寿命や、電池切れなどが発生する可能性があります。古くなったものをそのまま設置し続けると、火災を感知しなくなるおそれがあるため、大変危険です。

取り換えの目安は10年です。市では、新築住宅への設置が平成18年6月1日から義務付けられていますので、設置から10年が経過するご家庭については、ぜひ、取り換えをお願いします。設置時期を調べるには、火災警報器本体に記載されている「設置年月」、または「製造年」を確認してください。

最近では、1つの感知器が作動すると、そのほかの部屋に設置されている感知器も連動して作動する、「連動型」という感知器も販売されています。取り換える際には、より安心な「連動型」の設置をお勧めします。また、定期的に動作確認をして、いざというときのために警報音を聞いておく事も重要です。



マスコットキャラクター  
とりカエル君

【10年経ったらとりカエル】

我が家と家族を守る基本です。交換・点検をお願いします。

☎ 消防本部予防室 ☎ 63-1412

## 平成28年 火災発生件数

### 火災発生状況

建物火災	林野火災	車両火災	その他火災	合計
6件	0件	3件	3件	12件

※その他火災とは建物・林野・車両・船舶・航空機火災以外の火災です。

平成28年中の火災件数は12件で、前年から4件減となりました。約1か月に1件の割合で火災が発生したことになります。

出火原因では、「たき火」などの屋外での不注意による火災が3件、その他「線香」などで火災が発生し、火災による死者は0人、負傷者は3人発生しました。



# 公共施設の使用料や手数料を4月から改定します

受益者負担の適正化を図るため、平成29年4月1日から一部施設の使用料および一部手数料などを改定します。

### 施設使用料の適正化見直し方法

施設の維持などに係る経費を算出し、施設の性質ごとに分類した公費負担と利用者の負担割合を反映しました。また、利用者の負担の急激な増加を避けるなど、緩和措置を行っています。



### 手数料などの適正化見直し方法

法令などで定められているものを除き、県内・近隣自治体の状況などを参考にしました。

### 手数料などの主な改定内容(概要)

手数料などの種類又は名称	現行料金→改定料金	担当室・問い合わせ先
市税の督促手数料	1通につき50円→100円	収納室 ☎63-7439
国民健康保険税の督促手数料		
原付や小型特殊自動車の標識弁償金	1件につき100円→300円	課税室 ☎63-7429
市税外収入金の督促手数料	1通につき50円→100円	総務室 ☎63-7310
応急診療所における証明書の交付手数料(簡易)	1件につき200円→300円	医療福祉総務室 ☎63-7579
同上(その他)	(新規)1件につき1,000円	
後期高齢者医療保険料の督促手数料	1通につき50円→100円	保険年金室 ☎63-7105
介護保険料の督促手数料	1通につき50円→100円	介護・高齢支援室 ☎63-7599

### 公共施設の使用料の主な改定内容(概要)

施設名	区分・種別など	現行料金	改定料金	担当室・問い合わせ先
各市民センター	100㎡以上150㎡未満の部屋	400	500	地域経営室 ☎63-7484
	150㎡以上200㎡未満の部屋	500	600	
市民情報交流センター	会議室1	400	600	
	会議室2	400	500	
市民野球場	入場料の徴収なし	1,000	1,200	市民スポーツ室 ☎63-7100
市民陸上競技場	スポーツ目的の利用	1,000	1,500	
総合体育館	競技場 ※入場料の徴収なし、スポーツ目的で、アマチュアスポーツが利用する場合	3,000	3,500	
	競技場(一般公開日の個人使用)	100	120	
	卓球室(1人につき)	100	150	
	トレーニング室 ※高校生以上一般個人(1回)	200	300	
リバーナホール	※3時間以内の場合	2,000	3,000	商工経済室 ☎63-7824
斎場 ※10kg以上30kg未満の場合	小動物(合同)	3,000	4,500	環境対策室 ☎63-7492
	小動物(個別)	6,000	9,000	

上記の料金は、主に昼間の料金であり、夜間の料金についても改定を行っています。また、入場料の有無・利用目的・学校か一般か・市内外の別などによっても料金が異なります。詳しくは、担当室へお問い合わせください。

この他、比奈知児童館、一ノ井児童館、比奈知文化センター、一ノ井老人福祉センター、一ノ井市民センター、一ノ井教育集会所、比奈知教育集会所、百々教育集会所について「市長が必要と認めるとき」の料金を改定しています。(担当室 人権・男女共同参画推進室 ☎63-7523)

☎ 行政改革推進室 ☎ 63-7302